

就学奨励金、奨学金

○就学奨励金

小学校、中学校へ通う子供の通学について、経済的にお困りの方に、学用品費などを援助する補助制度があります。

学用品費、校外活動費、修学旅行費、給食費などの費用の支払いに困るときは、学校か教育委員会に相談してください。

この制度は、西宮市立小学校、中学校及び兵庫県立芦屋国際中等教育学校前期課程に子供を通わせている保護者が対象となります。各学校へお申込みください。

また、小学校、中学校相当の外国人学校（兵庫県、大阪府が外国人学校として認可している学校）に通っている場合にも別の補助制度がありますので、教育委員会にご相談ください。

問い合わせ先 西宮市教育委員会 学事課 0798-35-3851

○奨学金

経済的理由で修学が困難な大学生、高校生のための奨学金制度等があります。

詳しくは教育委員会にお問い合わせください。

問い合わせ先 西宮市教育委員会 学事課 0798-35-3817

※注 詳しくは、日本語がわかる人を介してお問い合わせください。